

令和 2 年 5 月 28 日

第 22 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

招集日時及び場所

日時 令和2年5月28日
午後1時30分～午後15時40分
場所 出水市役所本庁2階 議会会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長	横峯 均	6番	久野 敏朗	12番	樋口 修
1番	重信 肇一	7番	松元 秀一	13番	大城 勝司
2番	脇田 博志	8番	花園 ハルエ	14番	澤田 泰之
3番	田下 勉			15番	平中 和徳
4番	小倉 幸夫	10番	田中 紀子	16番	榎木 美代子
5番	外園 優				

農地利用最適化推進委員

21番	中尾 義徳	25番	藺牟田 慶嗣		
22番	岩下 努	26番	富永 重満	30番	釜 義治
23番	岩元 慎太郎	27番	松元 浩文	31番	川畑 健男
24番	福本 悟	28番	澤田 みね子		

(2) 欠席委員

農業委員

9番	川内 三郎	11番	井町 和夫
----	-------	-----	-------

農地利用最適化推進委員

29番	坂上 茂信
-----	-------

その他出席者

吉岡、犬渕、大島、荒木、有川

会議に付した事件

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農用地利用集積計画について
- 議案第 3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 5号 非農地証明願について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第22回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は15人で定足数に達しております。
なお、9番 川内委員、11番 井町委員から欠席届が提出されています。
推進委員につきましては、29番 坂上委員から欠席届が提出されています。
議事録署名委員を指名いたします。
15番 平中委員と16番 榎木委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。
 (「異議なし。」という者あり。)
 会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告
 総会後の業務報告等(会長報告、省略)
 合意解約等の報告(事務局報告、省略)
 農業施設に供する場合の届出(2a未済)について(事務局報告、省略)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 総会資料の4ページを御覧ください。資料に従って説明をしたいと思います。まず所有権移転です。

第1項、申請地は、黄金町の田、2, 218㎡です。譲受人は、妻と共に農業に従事されており、現在は、水稻等を耕作されています。許可後の面積は、19, 790㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買での申請です。

第2項、申請地は、境町の畑、1, 044㎡です。譲受人は、父と共に農業に従事されており、現在は、かんきつ等を耕作されています。許可後の面積は、19, 291㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の労力不足による申請です。

第3項、申請地は、高尾野町大久保の畑、外10筆、合計11筆の7, 899㎡です。譲受人は、子供等と共に3人で農業に従事されており、現在は、露地野菜を耕作されています。許可後の面積は、18, 714㎡で、親子間の受贈と贈与による申請です。

第4項、申請地は、武本の田、ほか7筆合計8筆の7, 334㎡です。関係は、おばと甥です。譲受人は、子供等と共に農業に従事されている兼業農家で、現在は、野菜等を耕作されています。許可後の面積は、13, 356㎡で、譲受人の受贈と、譲渡人の贈与による申請です。出水市外在住ということで、営農計画書も添付されています。

第5項です。申請地は、境町の畑、207㎡です。譲受人は、4月総会で空き家に附属した農地の指定を受けた農地になります。許可後の面積は207㎡になります。営農計画書も添付してあります。

第6項、申請地は、高尾野町下水流の畑、4, 29㎡です。譲受人は、農業に従事されており、現在は、水稻等を耕作されています。許可後の面積は、10, 159㎡です。総会資料の48ページをご覧ください。よろしいでしょうか。5条申請なんです、先ほど2a未済

の報告とこの3条申請と48ページの5条申請は関連しておりますのでこの48ページの地図を見ながら説明したいと思います。

平成11年に農地として取得した〇〇〇〇番〇、畑を登記し、その当時の当事者立ち合いのもと境界ブロックを設置し、現在に至っていましたが、今回この5条申請をするために、境界の立ち合いを行ったところ〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇との境界線がずれていることがわかりました。理由としては、平成11年の分筆登記の地籍測量図のとおりに分筆線が記入されていなかったことと思われるということでした。

これを放置しておけば後々境界トラブルになるという事が考えられますので、ずれている部分を分筆し今回の申請で3条で取得するという事になったそうです。関連しているところが資料の3ページ農業用施設に供する場合の届出(2a未満)について、この小さくてちょっとわかりづらいんですけども下の方から真ん中くらいに〇〇〇〇番の宅地、その上に〇〇〇〇番〇、その上に小さく〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇ということで、この〇〇〇〇番〇が今回この3条で取得するという事になります。

第7項です。申請地は、高尾野町江内、畑、ほか6筆、合計7筆の4,527㎡です。譲受人は、妻と共に農業に従事されている兼業農家です。

現在は、水稻等を耕作されております。許可後の面積は、4,527㎡で、親子間の受贈と贈与による申請です。

第8項。申請地は、高尾野町江内、畑、237㎡です。譲受人は、第7項の申請人と同じ方です。親子間の受贈と贈与による申請になります。

第9項。申請地は、高尾野町江内の田、ほか6筆、合計7筆の6,214㎡です。譲受人は、妻と共に農業に従事されており、現在は、水稻等を耕作されております。許可後の面積は、28,758㎡で、親子間の受贈と贈与による申請です。

なお、7項から9項の譲受人同士は、兄弟関係になるということです。

第10項。申請地は、境町の畑、2,310㎡です。譲受人は、農業兼会社員で、現在は、緑竹を栽培されております。許可後の面積は、6,255㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による申請です。

次に、賃借権設定5年です。第1項。申請地は、黄金町、田、2,263㎡です。借り人は、妻と共に農業に従事されており、現在は、水稻を耕作されています。許可後の面積は、10,659㎡で、設定理由は、規模拡大と相手方の要望による申請です。

次に、空き家に附属した農地の指定です。第1項。申請地は、境町、畑、290㎡です。以上所有権移転10件、賃借権の設定1件、空き家に附属した農地の指定1件です。以上です。

(挙手あり)

1番 いいですかね。

議長 はい、どうぞ。

1番 今の報告の中で、7項と9項の合計面積が反対に報告されているんですが。

議長 私もそう思っています。

事務局 7項と。

1番 7項と9項の合計面積が、反対の報告をされています。

事務局 お待ちください。

事務局 すみません、7項の合計面積が、7筆で4,527㎡。9項が7筆で6,214㎡。以上です。すみません、申し訳ございません。すみませんでした。

議長 8番委員、14番委員の調査結果の報告をお願いします。まずは8番委員の報告をお願いします。

8番 8番です。5月25日、14番委員、31番委員と事務局職員で協議した結果を報告いたします。

私は、所有権移転第1項から第6項までを報告いたします。

議案第1号所有権移転第1項について。位置図は資料7ページをご覧ください。位置図の1、黄金町102番です。申請地は、沖田産業から100mほど南のところにあり、上り新幹線の斜め下にあります。申請地はきちんと耕作され、いつでも田植えができる状態になっていました。

第2項について、位置図は同じく資料7ページの下図です。境町211番です。申請地は、国道3号線の下にあり、段々畑になっていました。現在は何も植えていませんでしたが、雑草がきれいに刈られていました。多分、海風も当たって日当たりもよさそうなので柑橘類を作るのには最適な場所だと思いました。

第3項について、9～12ページ、ちょっと長いのですが、位置図は9～12ページの11筆です。まず、11ページを開いてください。申請地〇〇〇〇番と〇〇〇〇番は出水段ボールから北東に位置し許可後は水稻を耕作されるとのことでした。残り9筆は畑で現在さつまいもとじゃがいもが耕作されていました。

第4項に入ります。資料13ページ～15ページの位置図をご覧ください。土地表示は全て田になっていますが、14ページの向江町〇〇〇番、〇〇〇番〇、〇〇〇番は田でしたが、残り5筆は畑になっておりここに露地野菜を耕作の予定だそうです。

次に第5項。空き家に附属した農地についてです。資料8ページの位置図をご覧ください。

国道3号線を水俣方面に向かう途中、第一索道という会社があつてそれをもうちょっと水俣方面に進んだ細い道があつてそこから50mくらいのところにありました。空き家に附属する農地としては何の支障もありませんでした。

6項につきましては、事務局の説明したとおりです。以上、所有権移転第1項から第6項までは農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。

なお、5項につきましては、空き家に附属した農地に指定して支障ないという事で、許可相当と判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 引き続きまして14番委員をお願いします。

14番 14番です。調査員・日時等につきましては、先ほど8番委員と同様ですので省略いたします。

所有権移転第7項になります。地図は17ページをご覧ください。県道脇本荘線の南側に点在しております。田んぼの方と畑の方いずれも現在は耕作していらっしやらないですけども、許可後は田んぼでは水稻、畑では馬鈴薯を耕作するということでした。

続きまして8項。位置図は16ページになります。右下の小さい地図になりますけれども木串公民館の南側になります。この畑は現在も耕作されておりまして引き続き耕作していくということでした。

続きまして9項、9項ちょっと長くなりますけれども、19ページから22ページまで点在しておりますけれども。19ページのほう田たんぼの方は現在も耕作しておりますので、引き続き水稲を耕作していくという事です。畑の方が、〇〇〇番〇及び〇〇〇番〇〇の畑のみ今耕作されていますけれども、その他の〇〇〇〇番〇〇以下2筆は、現在耕作されておりませんでしたけれども、今後、馬鈴薯を耕作していくという事でした。

続きまして10項になります。18ページをご覧ください。境町の前田団地の西側に申請地が位置しております。ここは、段々畑になっておりまして現在開墾中でした。竹林等もありましたけれども、今後は、ミカンを植え付けして耕作していかれるという事でした。

続きまして賃借権設定の5年の第1項になります。申請人が、〇〇さんの方が、今認定農家でも担い手でも、認定を受けていらっしゃるんで3条での申請になっております。23ページが地図になります。大豊工業の北側というか、沖田大井手工区の水路の1号線沿いになります。こちらは所有権移転の方で2ページの4項です。合意解約をされた土地で、今後〇〇さんが耕作をされていることで、申請が出ております。ここはみんな田んぼを作っているんで、水稲を耕作されていくという事でした。

続きまして空き家に附属した農地の指定という事で、24ページをご覧ください。切通公民館の北側です。見てきましたけれども、結構細い路地を入り組んで入って来た所にあつて、特に問題はないかなという風に協議したところでした。以上です。

14番 以上所有権移転の7項から10項までは許可相当、賃借権設定5年も許可相当、空き家に附属した農地の指定については、差し支えないという事で、判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。何かございませんでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

16番 別に質問という事じゃないんですけど、6ページの1の空き家に附属した農地の指定という事があるんですが、これ私の家の近くの人なんですけど、ここは売りに出すという事なんですか。初耳です。わざわざ指定しなくても別段売らなければ、売りに。

事務局 この所有権移転の6項、6ページ空き家に附属した農地の指定、はい、

16番 私より4つ下なんです。同じ班で、〇〇さんのところなんですけど。

事務局 これですね、空き家バンクに登録をされてて、そして住宅課の方で登録をしていて、すると農地があつたので附属した農地という事でしてくださいという事です。

16番 今、西之口団地に住んでらっしゃるんですけど、帰って来るといふ事じゃなくて。

事務局 そうですね。

16番 販売するということで登録されたという事ですね。

事務局 そうですね。それで、来月か再来月には3条申請で出て来ると思います。この空き家に附属する農地の指定をする時に、誓約書をうちのほうに付けてくださいという事でお願いしているんですけども、誓約者の方が水俣市の方になっててその方がもう買われると思います。

16番 分かりました。売られるんだ。びっくりしました。

議長 他にございませんか。ないようです。調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、全件許可と決定いたします。

議長 議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。尚、2名の方の除斥がございます。まず、資料の25頁第2項の10番委員。それから、35頁第1項、それから36ページの第2項・第3項、13番委員が該当いたします。まず10番委員から除斥をお願いいたします。

(10番委員 退室)

それでは、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、議案第2号農用地利用集積計画について説明します。資料の25頁です。

まず、農用地利用集積に係る賃借権設定の1年。第2項です。出水市上場、48歳、男性、認定農家と鹿児島市の66歳、男性との再設定です。詳細については、資料をお目通しください。以上です。

議長 報告が終わりました。御意見・御質問ございませんか。

(「ありません。」と返事)

議長 無いという事です。引き続きまして、13番委員お願いいたします。

(10番委員 入室)

(13番委員 退室)

議長 はい、事務局。

事務局 資料は35頁になります。農用地利用集積に係る賃借権設定5年。第1項です。土地表示、尾野町大久保○○○○-○ 田 348㎡。外2筆。合計3筆で、1,780㎡です。借人は、(有)○○○○○○○○、認定農家です。貸人は、高尾野町砂原自治会の49歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

次に36頁。第2項になります。農用地利用集積に係る所有権の移転について、譲受人、(有)○○○○○○○○、認定農家です。譲渡人、高尾野町上水流、83歳、男性です。土地の表示、高尾野町上水流○○○○ 田 595㎡。規模拡大、売渡希望であります。

続きまして、第3項。譲受人、(有)○○○○○○○○、認定農家です。譲渡人、高尾野町上水流、90歳、女性から。土地表示、高尾野町上水流○○○○ 田 642㎡。規模拡大、売渡希望です。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。14番委員、審議結果の報告をお願いいたします。

14番 14番です。5月25日、8番委員、31番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。只今事務局より説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 はい、事務局・調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「なし。」と返事)

議長 無いようでしたら、調査員の報告通り適当と決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」と返事)

議長 はい、それでは入室をお願いします。

(13番委員 入室)

議長

それでは、農用地利用賃借権設定1年から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料はまた25頁にお戻りください。農用地利用賃借権設定1年から、資料の35頁、農用地利用集積に係る使用賃借権の設定10年までをご説明いたします。

25頁、第1項。土地の表示、今釜町〇〇〇番 田 1, 028㎡。借人、(有)〇〇〇〇貸人、浜新田自治会、81歳、女性。ここは、再設定ですので詳細はお目通しください。

次に、農用地利用集積に係る賃借権の設定2年。第1項。土地の表示、福ノ江〇〇〇〇番 田 413㎡。外1筆。計2筆。合計1,197㎡。借人、(有)〇〇〇〇、貸人、新蔵上自治会、50歳、男性。規模拡大、貸付希望との事です。

第2項。土地の表示、向江町〇〇〇番 田 744㎡。外1筆。計2筆。合計3,697㎡。借人、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、貸人、東京都、男性からです。規模拡大、貸付希望であります。

26頁。農用地利用集積に係る賃借権の設定3年。第1項、土地の表示、下知識町〇〇〇番 田 1,914㎡。借人、津山自治会、40歳、男性。認定農家です。貸人、津山自治会、81歳、男性です。規模拡大、貸付希望であります。

第2項。大野原町〇〇〇〇番 畑 625㎡。借人、上大野原自治会、68歳、男性。担い手農家です。貸人、花立西自治会、89歳、女性です。再設定です。

同じく第3項も再設定ですので、お目通しをよろしく申し上げます。

続きまして27頁。農用地利用集積に係る賃借権の設定5年。第1項、浦田町〇〇〇番 田 1,942㎡。借人、西大野原自治会、67歳、男性。認定農家です。貸人、西大野原自治会、74歳、女性です。規模拡大、貸付希望であります。

第2項、美原町〇〇〇-〇 田 966㎡。外1筆。計2筆。合計1,384㎡。借人、安原自治会、41歳、男性。認定農家。貸人、安原自治会、78歳、男性です。規模拡大、貸付希望であります。

第3項、下知識町〇番 畑 995㎡。外1筆。計2筆。合計2,191㎡。借人、上村東自治会、69歳、男性。担い手農家です。貸人、上村東自治会、79歳、男性です。規模拡大、貸付希望です。

第4項、知識町〇〇〇-〇 畑 1,352㎡のうち800㎡。借人、上村西自治会、27歳、男性。認定新規就農者。貸人、鹿島自治会、84歳、女性。規模拡大、貸付希望であります。

第5項、下知識町〇〇〇〇番 田 660㎡。借人、津山自治会、40歳、男性。認定農家。貸人、大阪市、61歳、男性です。規模拡大、貸付希望です。

第6項、出水市武本〇〇〇〇〇番 畑 1,801㎡。外1筆。計2筆。合計5,113㎡。借人、下中自治会、38歳、男性。認定農家。貸人、清水自治会、66歳、男性です。規模拡大、貸付希望です。

第7項、出水市武本〇〇〇〇〇-〇 田 1,715㎡。借人、江川野自治会、65歳、男性。認定農家です。貸人、下中自治会、72歳、男性です。規模拡大、貸付希望です。

第8項、今釜町〇〇〇番 田 994㎡。外1筆。計2筆。合計1,509㎡。借人、今釜東自治会、76歳、男性。担い手農家です。貸人、小山市、69歳、女性です。規模

拡大、貸付希望であります。

続きまして、29番第9項から31番第20項まで。全て引き続き耕作するための再設定です。詳細についてはお目通し方よろしくお願い致します。

資料は、32番に行きます。農用地利用集積に係る賃借権の設定6年。これも引き続き耕作に係る再設定です。資料はお目通しください。

農用地利用集積に係る賃借権の設定10年。第1項、土地表示、野田町下名〇〇〇〇番畑864㎡。借人、瀬戸自治会、68歳、男性。認定農家。貸人、瀬戸自治会、67歳、男性です。規模拡大、貸付希望であります。

第2項、野田町下名〇〇〇〇-〇 畑 353㎡。外2筆。計3筆。合計2,012㎡。借人、〇〇〇〇(株)。貸人、旭自治会、77歳、女性です。規模拡大、貸付希望です。

第3項から34番の第10項までは、引き続き耕作するための再設定でございます。詳細については、お目通しください。

資料は、35番になります。農用地利用集積に係る使用賃借権の設定5年。

第2項、土地の表示、福ノ江町〇〇〇〇番 田 965㎡。借人、(有)〇〇〇〇、貸人、霧島市の86歳、女性です。規模拡大、相手方の要望です。

続きまして、農用地利用集積に係る使用賃借権の設定10年。土地の表示、野田町上名〇〇〇-〇 田 1,410㎡。借人、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇、貸人、野角自治会、77歳、女性です。規模拡大、相手方の要望になります。以上で説明を終わります。

議長 14番委員、報告をお願いいたします。

14番 はい、14番です。只今事務局から説明がありました案件につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 それでは、事務局、引き続き農用地利用集積に係る所有権の移転についての説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは資料は36番からになります。農用地利用集積に係る所有権の移転。第1項、譲受人、今村自治会、47歳、男性。認定農家です。譲渡人、津山自治会、91歳、女性です。土地表示下知識町〇〇〇-〇 田 105㎡。規模拡大、売渡希望であります。

第4項、譲受人、高尾野町上水流、59歳、男性。認定農家です。譲渡人、高尾野町上水流、90歳、女性です。土地表示、高尾野町上水流〇〇〇〇-〇 田 555㎡。外1筆。計2筆。合計808㎡。規模拡大、売渡希望であります。

資料は37番。第5項、譲受人、高尾野町上水流、59歳、男性、認定農家です。譲渡人、千間山自治会、66歳、男性です。土地の表示、高尾野町大久保〇〇〇〇-〇 田 1,216㎡。規模拡大、売渡希望であります。

第6項、譲受人、別府自治会、43歳、男性。認定農家です。譲渡人、下特手自治会、65歳、男性です。土地の表示、野田町上名〇〇〇〇-〇 畑 813㎡。外3筆。計4筆。合計2,273㎡。規模拡大、売渡希望です。

第7項、譲受人、阿久根市の〇〇〇〇(株)、認定農業者です。譲渡人、木串自治会、93歳、女性です。土地の表示、高尾野町江内〇〇〇〇番 田 1,349㎡。移転の理由が、規模拡大、売渡希望です。

第8項、譲受人、出水市野田町、〇〇〇〇(株)、認定農業者です。譲渡人、旭自治会、64歳、男性です。土地の表示、野田町下名〇〇〇〇-〇畑 513㎡。規模拡大、売渡希望です。

38畝になります。農用地利用集積に係る利用権の設定、農地中間管理権の取得です。合計8件、15筆、総面積14,542㎡になります。以上で、議案第2号農用地利用集積所有権移転と農地中間管理権の取得までの説明を終わります。

議長 はい、8番委員、審議結果の報告をお願いいたします。

8番 はい、8番です。審議日程については、先ほど14番委員が述べられた通りですので、省略いたします。只今事務局より説明がありました案件につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 はい、事務局・調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」と返事。)

議長 無いようです。調査員の報告では、全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」と返事)

議長 はい。議案第2号 農用地利用集積計画については、全て適当と決定致します。

議長 続きまして、議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局を説明をお願いします。

事務局 はい、第1項、地区除外の申請について説明いたします。申請地は、福ノ江町の畑で、1,317㎡のうち415㎡です。申請人は、市内の作業療法士です。現在借家住まいで手狭となった為、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。農用地区域内にある農地で、今回5条と同時申請が出されています。農地の集団性が10hr未満であり、また土地改良地区外にあるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 はい、2番委員、調査結果を報告をお願いします。

2番 はい、2番委員です。調査日については5月26日、15番委員、21番委員と事務局職員で調査した結果についてを報告させていただきます。申請地は、福ノ江公民館より市道を挟んで西側に隣接する所になります。現地は露地野菜が栽培されていたという様な畑でした。申請面積は、一般住宅1棟を建築したいという事で、敷地面積としては、500㎡以下であり、妥当であると思いました。造成については、接している道路よりも10cmほど盛土をされて、生活排水は、合併浄化槽を設置して隣接する市道側溝。雨水については、道路側溝を利用されます。農用地区域の外周部に接しており、隣接する827番の畑の近く、転用の申請をしたいという様な申し出をされておりました。周辺農地の影響はないと思えます。調査の結果、農地区分と転用目的には問題はなく、転用許可の見込みはあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていると思われましたので、やむを得ないと私たちは判断しております。報告を終わります。

議長 はい、事務局・調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

無いようでしたら、調査員の報告どおりやむを得ないと決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」と返事)

議長 それでは、議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見につきましては、第1項はやむを得ないと決定いたします。

議長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局及び調査員の説明をお願いいたします。まず事務局をお願いします。

事務局 はい、第1項の申請内容について説明いたします。第1項につきましては、総会資料の41ページの内容と同じなので、説明は省略いたします。

議長 では、2番委員をお願いします。

2番 はい、2番です。調査日時については先ほど述べましたので、省略させていただきますが、調査結果についても総会資料、先ほど41ページで、説明さっきいただきました通りですので、省略させていただきます。農地区分と転用目的に問題はないと考えますので、許可相当と判断いたしました。

事務局 続いて第2項です。申請地は緑町の畑で、118㎡です。申請人は市内の司法書士です。既存の駐車場では不足しているため、今回駐車場(普通車3台分)を設置しようとするものです。土地改良地区内ですが、協議済であり、農用地区域外農地です。市役所本庁から300m以内に位置するため、第3種農地の300m以内農地に該当します。

議長 続きまして、2番委員をお願いします。

2番 はい、申請地は、この市役所の東側、道路を挟んで、東側に隣接している所で、土地表示は畑となっているようですが、現在でも、耕作されない雑種地という風な所と思われる状況でした。造成については、現状のままで、碎石を敷くだけという事で、雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地はこの辺はありませんので、影響は全くありません。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないと考えましたので、許可相当と判断しております。

事務局 はい、続いて第3項です。申請地は、明神町の田で、430㎡です。申請人は市内の会社人です。当該地を取得し、居宅を新築しようとするものです。申請地北側の公衆用道路について農地分を取得し、一体利用をするとの事です。また申請地については、平成13年ごろ前所有者が土を入れて菜園畑として平成18年まで使用していたとの事で始末書が添付されております。農地の集団性が10hr未満であり、また土地改良地区外であるため、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

議長 2番委員、お願いします。

2番 はい、2番委員ですが、申請地は国道3号線沿のAコープ米ノ津店より、北の名護方面へ300mぐらい入った所で、道路沿いに、先ほど事務局のほうから始末書が出ているという事でありましたが、現在は無地とされて、雑種地と考えられる様な所です。申請面積は、一般住宅1棟建築の敷地面地域として申請をされております。造成については、先ほど述べましたように現状のままで、生活排水は、下水道、雨水は道路側溝を利用されるという事です。先に、事務局より説明がなされたように、隣接する農地〇〇〇〇-〇の水田より1mぐらいの高さにブロック積をされて、宅地造成されているような状況でした。周辺農地への影響はないと考えられます。近辺の住宅も分譲地として使われているような状況です。これについて

も今まで影響が出たという様な事は、苦情として上がってきていないようです。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないと考えましたので、許可相当と判断いたしました。

事務局 はい、続いて第4項です。申請地は、今釜町の畑、3筆 田、2筆の計5筆で、1,378㎡です。申請人は、市内で不動産業を営む法人です。当該地に一般住宅用の貸家を新築しようとするものです。申請地は、いずれも農用地区域外農地ですが、内3筆は、土地改良地区内で協議済であり、残り2筆は土地改良地区外です。10hr以上の規模の一座の農地の区域内にあるため、第1種農地に該当します。周囲50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 これは、2番委員。

2番 はい、報告いたします。申請地については、位置図をご覧いただきたいと思いますが、国道3号沿いの、先ほど言いましたAコープ米ノ津店より西の方へ400mぐらいですかね、ダイハツ自動車がありますが、それより東側に100mぐらいの所で、3番及び4番の畑は、現状の高さで造成地が高くなっております。11番・12番の田は、50cmほどの盛土をして、造成するとの事でした。また、15番・42番の田との間は、水路があり、コンクリート積めの擁壁をするとの事でしたので、影響はないと思われました。尚、周辺は今釜自治会より、名護地域へ通じる道路沿いの住宅地です。生活排水は下水道、雨水は道路側溝を利用されます。先ほど言いました周辺農地への影響はないと思われました。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。何か初めての経験ですので、色々説明も至らない部分もあったかと思いますが、以上で私の報告を終わります。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長 事務局をお願いします。

事務局 はい、続いて第5項です。申請地は、高尾野町下水流の畑で、290㎡です。申請人は、市内の会社員です。当該地を取得し、住宅を新築しようとするものです。土地改良地区内ですが、協議済であり、農用地区域外農地です。南九州西回り自動車道高尾野北インターから300m以内に位置するため、第3種農地の300m以内農地に該当します。

議長 15番委員。

15番 15番委員です。調査日時等については、先ほど脇田委員が述べられた通りですので、省略します。申請地は、高尾野Aコープ北部店と道路を挟んで、反対側に位置しております。申請面積は、住宅1棟を建築する敷地面積として500㎡以下であるので、妥当であると思われれます。造成については、接している道路よりも50cmほど高くなっておりますので、現状のままで、平屋を建築する等の事です。生活水は下水道、雨水は道路側溝を利用されません。周辺農地への影響はないと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

事務局 はい、続いて第6項です。申請地は、武本の畑で、343㎡です。申請人は、市内の介護士です。当該地を取得し、住宅を新築しようとするものです。農地の集団性が10hr未満であり、また土地改良地区外であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 15番委員。

15番 15番委員です。申請地は、申請地位置図の通り、青年の家より1km弱手前に位置しております。申請面積は住宅1棟を建築する敷地面積として、500㎡以下であり、妥当である

と思われます。造成については、やや傾斜があるので、50cmほどの盛土をされ、生活排水は、浄化槽を設置し、雨水は道路側溝を利用されます。周辺の農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

事務局 続いて、第7項です。申請地は、高尾野町下水流の畑で、96㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在の居宅が手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。申請地南側の宅地と一体利用する計画です。平成29年ごろに、宅地を解体した際、申請地も一緒に砂利を入れてしまったため、始末書が添付されております。農地の集団性が10hr未満であり、また土地改良地区外であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 1番委員、お願いします。

1番 1番です。5月26日午後、4番委員、30番委員、それから事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は、東水流公民館の東側です。これは先に荒木職員の方から説明がありました2a未満の農業施設とか、4.39㎡、狭い取得があったその場所でございます。申請人とは、事務局の方から説明がありましたので省略いたします。一体利用地としては、〇〇〇〇番、宅地があるんですが、これは最近まで家が建ってて、古い家を解体して、あと宅地として造成してありました。事務局からも報告がありましたが、その時にこの申請地の畑も一緒に造成してしまったちゅう事で、始末書を添付されております。生活排水は下水道へ、雨水・排水は道路側溝へ流されるという事です。土地改良地区外、農用地区域外、第2種農地、その他の農地です。周辺の農地への影響もないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

事務局 はい、続いて第8項です。申請地は、高尾野町柴引の畑で630㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在の居宅が手狭となり、父親の別棟を含め、今回新たに一般住宅2棟を建築しようとするものです。市役所高尾野支所から概ね500m以内に位置するため、第2種農地の500m以内農地に該当します。

議長 1番委員お願いします。

1番 はい、1番です。申請人等は事務局から説明がありました。地籍図で〇〇〇〇-〇、畑というふうになっておりますけれども、ここにはもう、いや違いました。〇〇〇〇-〇の隣には、新しい家が最近建った様な家がありました。それと北側の〇〇〇〇-〇、地目を畑ですが、これはもう農業用倉庫みたいな倉庫が建っております。生活排水は下水道へ、雨水・排水は道路側溝へという事でございます。申請面積が、630㎡と、基準面積500㎡を超えるんですが、一般住宅2棟、2棟ちゅうのは、自分の、申請人の家と、親の家、2つ家を建てるという事で、2棟建てれば500㎡をオーバーしても許可できるのではないかなと考えております。土地改良地区外、農用地区域外、500m以内の農地です。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断いたしました。

事務局 はい、続いて第9項です。申請地は、野田町下名の畑で、849㎡です。申請人は、市内の医療従事者です。現在の居宅が手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外ですが、10hr以上の規模の一団の農地の区域内

にあるため、第1種農地に該当しますが、周囲50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 1番委員。

1番 1番です。これは、お父さんの土地を使用貸借で、子どもさんが居宅を建てるという事ですけども、申請面積が849㎡とかなり広い土地を申請されております。この場所ですけども、野田郷駅、野田女子高の北側で、西牟田住宅団地という住宅団地があります。その道路を挟んだ南側です。申請面積が、849㎡と、許可基準の1.7倍の面積であります。例えばこの849㎡というのが、この申請地が急傾斜地等で、法面が広くて利用できる面積が500㎡以下という様な事であれば、話は別ですけども、この申請地は、ほぼ平坦な所です。申請面積の1.7倍であるという申請地を許可することは出来ないという事で、判断の結果、不許可と判断いたしました。以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

議長 他にございませんか。

(「なし。」の声あり)

議長 無いようです。事務局の方でちょっと、法的な説明を若干お願いをしたいと思います。

事務局 はい、先ほど1番委員が調査報告していただきました、総会資料の50ページの第9項ですね、ご覧ください。野田町下名の申請地なんですけど、報告によると不許可相当という判断がなされました。それで、一応県の農業会議とか、農村振興課はですね、農業委員会の総会で不許可の判決・決議を採るときには、法的根拠に基づいて、審議をしてくださいという事で、お願いがなされました。そこでですね、農地法文の条文を読み返した時に、ここにちょっと抵触するのではないかなと、考えられる所があったので、ちょっと読み上げさせていただきます。農地法第5条第2項第3号の条文です。一部抜粋して、ちょっと長いですが一部抜粋して読み上げます。『その他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地の全てを住宅の要、事業の要に業する移設の要、その他当該申請に係る用途に供することが確実とみられない場合』という認められない場合は、許可することが出来ないとっております。ここでいうその他農林水産省令で定める事由ですが、具体的には農地法施工令のほうに載っております、その中でゆくと、申請に係る農地又は、採草放牧地の面積が申請に係る事業の目的から見て、適正と認められない事とあります。今の話でいくと、一般住宅1棟の建築面積に対して、849㎡は、ちょっと大きすぎると。適正とは認められないという判断の基、不許可と、こう考えるんですが、よろしいでしょうか。

議長 不許可の採択要件というので、いわゆる農業会議の方に理由付けをしないとイケないものですから、その法の解釈というの元で、出水市の農業委員会の採択では不許可という様な判断をしますよという事です。そのような考えでよろしいですか？

(「異議なし、はい。」の声あり)

議長 それでは、

2番 「はい。」と挙手。

議長 はい、どうぞ。

2番 今の様なのは、あれですね。ここ849㎡の申請をなさっているんですが、理由書なんかにはどんな風にかかれていまして、申請をされるときに、一般住宅であれ、基本的には

500㎡以下という様な事のなかで、されるんですが、ちゅう様なこともはっきりした理由をやっぱり聞いて、県のほうにも打診してという様な事が、いいんじゃないかと思うんですが。

議長 はい、事務局その図面等説明して。

事務局 はい、理由書がおっしゃる通り、精鋭添付されているんですが、居宅と他にですね、南側の畑の間に、菜園も作ると。面積にして大体240㎡ぐらいの菜園を隣の、隣接の畑の隙間に置いて。で、残りのスペースを来客駐車場にするという事で、出されております。

2番 という事は、分筆するのにお金が要るから、もう宅地として一体利用したいという様な、なんか見え見えするような感じなんですが、そこら辺の事は考えやっつですか。

議長 はい、どうぞ。

事務局 一応この案件が上がってきたときに、確かに面積が超過しすぎていますので、県の農村振興課の方に事前に確認を取っておりました。農村振興課によると、菜園というのは、農地なんですけど。この譲渡人がしてた様な農業っていう様な枠組みじゃなくて、あくまでも譲受人、農業を全くしてない方が、宅地の中でちょっとする家庭菜園という事でみなすという事だったので、この場合の菜園というのは、明確な理由になるという事で意見を頂きました。はい。

議長 2番委員が指摘されるように、結局、分筆すれば、またお金かかるだろうし、それよりも今事務局のほうがいきましたように、家庭菜園として利用するというような計画書で申請が上がって、宅地としての有効性といいますか、土地を849㎡ですか、申請が上がってきて、まあ今回は不許可という様な判定になった訳ですが。

1番 「はい、すみません。」と挙手。

議長 はい。

1番 1番ですけれども、今、その県の情勢を聞いて、そのような事であるとすれば、許可も出来るわけですかね。事務としては。

議長 どうぞ。

事務局 そうですね、県の農村振興課の職員と語った時には、県はこういう理由付けで、一般住宅の基準が500㎡っていうのは、謳われているんですけど、最近の国の指導がピッシヤリ500㎡とかで区切るんじゃないかと、申請人個人個人の状況とか理由等に合わせて、ここはちょっと弾力的な判断をしてくださいよという形でしてるという事で、県のほうもそれに合わせて、判断してするようにしてます。と、いう回答でした。

議長 というのは、若干今度は、要で500㎡という捉え方の中で、849㎡ような面積を届けてたんですが、それを若干緩和する。条件によっては、そういう家庭菜園をするんだという様な状況の中では、もう緩和された判断が今後先行する可能性というのはあります。

1番 「はい、いいですかね。」と挙手。

議長 はい、どうぞ。

1番 今、調査を行って、その判定ちゅうのは殆ど車の中で、帰る途中に、「何項は、どうですか。何項は、どうですか。」このように審議をする事が殆どないわけですね。だから、今そういう理由があるとすれば、またここに帰ってきて、県の方に聞いたらこういう様な回答も来てるちゅう様な事も含めて、審議して、許可か、不許可かすると。ただ車の中で、判定、「何項は、

どうですか。何項は、どうですか。」ってそんなのあれじゃ妥当心が欠けると思うんですよ。私はただ面積だけの事でもう不許可というふうにしたんですけども。こっちで調べて県の方に聞いたら、こういうふうな解釈の方法もある。ひょっとしたら、許可してもいいんじゃないかちゅう様な回答が来ているというのに。そのことが、ただ車の中での帰り道で、「どげんですか。」っていう様な判定では、出来ませんから。大体時間が遅くなるにしても、これは厳正にしなきゃいかん訳ですから。調査が終わった場合は、事務局に帰ってきて、それで県で調べて色んなそんな状況もあるとすれば、それも報告してもらって、そして判定をするという様なふうにしてもらわないと、何となく正確な判定じゃない様な気がするんです。出来たら今からそういうふうにしてもらいたいと思います。終わります。

2番 「はい、」と挙手。

議長 はい、どうぞ。

2番 同じような意見なんですけど、一応この事業目的の欄を見た時に、一般住宅1棟 113㎡、建ぺい率が13%ぐらいしかないわけですから、やはり残りの面積が、かなりの面積になってしまうと思うんですね。それでこの方は、ある程度自宅で農業でもされている方であれば、これも今言った様な事は、認めてやってもいいのかなと思うんですけど。単なるサラリーマンでちゅう事であれば、この残された農地についても、どうなのかなって考えざるを得ないわけですので、今後そのような許可を出す場合は、県に伺ってそういうところも含めて、管理が行き届くかどうかも含めて、やっぱり事務局としても対応していただければ有難いと思っております。

議長 はい、他にございませんか。無いようです。調査員の報告では、9項については、不許可という判断がなされております。8項までについては、許可相当という事でございますが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」と返事。)

議長 はい、1項から8項までは許可相当。9項については、不許可という様な決定になります。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、1項から8項までは許可相当。9項については、不許可と決定致します。

議長 議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局及び調査員の説明及び報告を求めます。

事務局 はい、第1項について説明いたします。申請地は、高尾野町江内の畑です。登記地目は畑、申請状況は山林です。非農地となった年月日は、平成15年月日不詳。土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 はい、1番委員をお願いします。

1番 はい、1番です。調査日等については、どうぞ述べましたので省略いたします。申請地は、江内の木串集落の南西側の端の外れで、農地と山林の境に位置した、全般的に杉や雑木所の大きな樹木で覆われていました。非農地となってから、申請通りの15年以上経過しております。農地への復元は困難な状態です。そして僅か79㎡という狭い土地でもあります。調査の結果、非農地として承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 はい、続きまして、2項お願いします。

事務局 はい、続いて第2項です。申請地は、野田町下名の田、2筆です。登記地目は、田、申請現況は原野です。非農地となった年月日は、平成15年年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 4番委員お願いします。

4番 はい、4番です。調査日等につきましては、先ほど述べましたので、省略いたします。申請地は、餅井集落の南西側の外れ、農地と山林の境に位置し、全体的に杉や雑木などの大きな樹木で覆われておりました。非農地となってから、申請通りの年月日が経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。この畑に囲まれた、〇〇〇〇-〇の田は既に非農地とされております。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断いたしました。

議長 続いて第3項お願いします。

事務局 はい、続いて第3項です。申請地は、高尾野町江内の田です。登記地目は、田、申請現況は、山林です。非農地となった年月日は、平成5年年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 4番委員お願いします。

4番 申請地は、木串集落の南西側の外れで、農地と山林の境に位置して、全体的に杉や雑木などの大きな樹木で覆われていました。非農地となってから、申請通りの年月日は経過していると思われ、農地の復元は困難な状態でありました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断いたしました。

議長 続きまして、4項。

事務局 続いて、第4項です。申請地は、高尾野町江内の畑です。登記地目は、田、申請現況は、原野です。非農地となった年月日は、平成15年年月日不詳。土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 4番委員お願いします。

4番 はい、申請地は、江内集落の南西側の外れで、農地と山林の境に位置し、全体的に杉や雑木などの大きな樹木で覆われておりました。非農地となってから、申請通りの年月日は経過していると思われ、農地の復帰が困難な状態であります。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断いたしました。

議長 はい、続いて5項。

事務局 はい、続いて第5項です。申請地は、野田町上名の田です。登記地目は田、申請現況は、川です。非農地となった年月日は、平成元年年月日不詳。土地改良地区外、農用地区域外です。

4番 申請地は、先ほども申しました通り、農地と山林の境に位置して、全体的に杉や雑木などの大きな樹木で覆われておりました。非農地となってから、申請通りの年月日は経過していると思われ、農地の復帰が困難な状態であります。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断いたしました。

事務局 続いて、第6項です。申請地は、高尾野町柴引の畑です。登記地目は、畑、申請現況は、宅地です。非農地となった年月日は、昭和40年年月日不詳。土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 15番委員お願いします。

15番 はい、15番です。調査日時については、先ほども述べましたので、省略いたします。
申請地は、現在住宅敷地になっており、居宅と倉庫が建っておりました。建物状況から見て、申請通りの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断いたしました。

議長 はい、事務局。

事務局 続いて、第7項です。申請地は、高尾野町大久保の田、3筆です。登記地目は、田、申請現況は、山林です。非農地となった年月日は、平成2年月日不詳。土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 15番委員お願いします。

15番 15番です。申請地は、野平集落の南西側の外れ、農地と山林の境に位置し、全体的に雑木などに覆われていました。非農地となってから、申請通りの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明、報告が終わりました御意見・御質問をお受けいたします。

30番 「はい。」と挙手。

議長 はい、どうぞ。

30番 4項についてですけど、このところで、申請現況は、原野となってるんですが、調査された感じはどうでしょうか。

15番 近くにですね、上段に、ソーラーパネルが設置してあり、周囲は土手で囲まれておりました、申請地は、進入路も判断できないくらいの所でありました。

議長 よろしいですか。

30番 はい。

議長 他にございませんか。ないようでしたら、調査員の報告では、全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」と返事。)

議長 それでは、議案第5号 非農地証明願につきましては、全件、7件ですが、承認と決定いたします。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○活動実績に対する委員の表彰(上位3名 省略)

○新型コロナウイルス対策による持続化給付金について(事務局説明、省略)

○活動記録簿の作成について(事務局説明、省略)

議長 以上をもちまして第22回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長 印

番 印

番 印

